**公益社団法人津山市観光協会**

**令和4年度MICE助成金交付要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、津山市で開催される全国及び中国地区規模又はこれに準ずるMICE主催者に対し、必要な資金の助成を行うことによりMICEの誘致を推進し、人的交流と経済波及効果をもたらし地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「MICE」とは、Meeting（企業等の会議）、Incentive（企業の行う報奨・研修旅行）、Convention（団体・学会・協会等が行う総会・学術会議）、Event/Exhibition（展示会・見本市・イベント）などの催しをいう。

（助成対象事業）

第３条　MICE開催助成金（以下「助成金」という。）の交付対象とするMICEは、津山市で開催されるもので、次の各号に揚げる要件をすべて満たすものをいう。

（１）津山市内の宿泊施設における宿泊者の延べ人数が３０人以上あること。

（２）催しの内容が次のいずれかに該当するもの。

①産業、学術、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与するもの。

②市民生活又は社会福祉の向上に寄与するもの。

③津山市のイメージ向上に寄与するもの。

④津山市の経済に波及効果を及ぼすと考えられるもの。

２　その他、津山市観光協会が特に認めるものは、この限りではない。

（除外規定）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象としない。

（１） 国又は県が主催又は共催を行い、経費を支出するMICE。

（２） 津山市が主催又は共催を行い、経費を支出するMICE。

（３） 津山市より補助金等の交付を受けるMICE。

（４） 前３号の規定にかかわらず名義のみの主催・共催はこの限りではない。

（５）定着型の催し（津山市において、定期的に開催される催し）。ただし特に認められる場合は連続して３年間を上限に助成の対象とする。

（６）興業及び営利を目的としたもの。

（７）政治的、宗教的活動を目的としたもの。

（８）公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。

（９）スポーツ大会または合宿

（１０）その他、津山市観光協会が適当でないと認めた場合。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は別表１に掲げる額とする。

助成金の額は、宿泊者の延べ人数に１千円を乗じた額（別表のとおり）とする。ただし、助成金の額が３０万円を超える場合は、３０万円を限度とする。

２　津山市観光協会が特に認めるときは前項による額を超えて助成することができる。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとするもの（以下「主催者」という。）は、開催日の３０日前までにあらかじめ次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）MICE開催助成金交付申請書（様式第１号）

（２）調査書（様式第１号付属１第６条関係）

（３）収支予算書(様式第１号付属２第６条関係)

（４）津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第１号付属３第６条関係）

（５）事業計画（開催要項）

２　当該年度の４月１日から４月３０日までに開催するMICEについては、そのMICE終了日までに、前項の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

３　申請者が前２項に定める事項に違反した場合、当該補助金交付申請書は受付しないものとする。

（助成金の交付決定及び通知）

第７条　津山市観光協会は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付するべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、MICE開催助成金交付決定通知書（様式第２号）により主催者に通知するものとする。この場合、津山市観光協会は、交付のために必要な条件を付すことができる。

（申請内容の変更）

第８条　前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止する場合には、開催助成金交付変更申請書（様式第３号）を津山市観光協会に提出し、あらかじめ津山市観光協会の承認を得なければならない。

（実績報告及び請求）

第９条　主催者は、事業が終了したときは、次に掲げる書類を速やかに津山市観光協会に提出しなければならない。

（１）MICE開催助成金交付実績報告書兼請求書（様式第４号）

（２）事業報告書

（３）収支決算書（様式第４号付属１第９条関係）

（４）参加者宿泊調査書（様式第４号付属２第９条関係）

（助成金交付の取消し及び返還請求）

第１０条　津山市観光協会は、主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の決定を取り消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１） 交付要綱に違反したとき。

（２） 申請事項又は報告事項に虚偽の記載があったとき。

（３） 第７条の条件に違反したとき。

（助成金の流用の禁止）

第１１条　交付の決定を受けた主催者は、この要綱の規定により、交付される助成金を助成の対象となる経費以外の経費に使用してはならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、津山市観光協会が別に定める。

　　付　　則

　（施行期日）

１　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

　（失効等）

２　この要綱は，令和５年３月３１日（以下「失効日」という。）限り，その効力を失う。ただし，失効日前にこの要綱の規定により助成金の交付決定又は交付を受けた者については，この要綱は，失効日以後も，なおその効力を有する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊者の延べ人数 | 助成金の額 |
| ３０人以上３９人以下 | ３万円 |
| ４０人以上４９人以下 | ４万円 |
| ５０人以上５９人以下 | ５万円 |
| ６０人以上６９人以下 | ６万円 |
| ７０人以上７９人以下 | ７万円 |
| ８０人以上８９人以下 | ８万円 |
| ９０人以上９９人以下 | ９万円 |
| １００人以上１０９人以下 | １０万円 |
| １１０人以上１１９人以下 | １１万円 |
| １２０人以上１２９人以下 | １２万円 |
| １３０人以上１３９人以下 | １３万円 |
| １４０人以上１４９人以下 | １４万円 |
| １５０人以上１５９人以下 | １５万円 |
| １６０人以上１６９人以下 | １６万円 |
| １７０人以上１７９人以下 | １７万円 |
| １８０人以上１８９人以下 | １８万円 |
| １９０人以上１９９人以下 | １９万円 |
| ２００人以上２０９人以下 | ２０万円 |
| ２１０人以上２１９人以下 | ２１万円 |
| ２２０人以上２２９人以下 | ２２万円 |
| ２３０人以上２３９人以下 | ２３万円 |
| ２４０人以上２４９人以下 | ２４万円 |
| ２５０人以上２５９人以下 | ２５万円 |
| ２６０人以上２６９人以下 | ２６万円 |
| ２７０人以上２７９人以下 | ２７万円 |
| ２８０人以上２８９人以下 | ２８万円 |
| ２９０人以上２９９人以下 | ２９万円 |
| ３００人以上 | ３０万円 |